

令和3年第3回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年3月23日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志  
学務給食課長 三浦 雄司  
指導課長 大越 茂  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人  
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿  
公民館課長 大野 篤彦  
図書館課長 飯塚 稔  
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友  
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子  
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事  
議案第11号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動等について（非公開）  
議案第12号 取手市教育委員会への派遣職員について（非公開）  
報告第5号 教職員の処分について（非公開）  
議案第13号 取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係規則の整理に関する規則について  
議案第14号 取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係要綱等の整理に関する要綱について  
議案第15号 取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係規程の

	整理に関する訓令について
議案第16号	取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第17号	取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第18号	取手市教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第19号	取手市学校連携支援員設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第20号	取手市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則について
議案第21号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第22号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第23号	取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第24号	廃校となった取手市立小中学校の体育施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱について
議案第25号	取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について
議案第26号	取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について
議案第27号	取手市学校施設長寿命化計画について
議案第28号	取手市立白山小学校長寿命化改良工事設計業務委託事業者の公募について
議案第29号	取手市教育振興基本計画について
議案第30号	取手市スポーツ推進委員の免職について
議案第31号	取手市学校医の委嘱について
議案第32号	取手市学校歯科医の委嘱について
議案第33号	取手市学校薬剤師の委嘱について
議案第34号	取手市学校産業医の委嘱について
議案第35号	取手市立公民館長の任命について
報告4	寄附の受け入れについて
報告5	令和2年度取手市教育支援委員会判定者数について
報告6	いじめ防止策の取組状況に関する報告について

## 8. その他

- (1) 令和3年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告書及び議案等結果報告について
- (2) 4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 会議の概要

午前9時33分開会

### ○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第3回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配付物の確認を事務局からお願いいたします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

### ○教育長

よろしいでしょうか。配付物も議案の関係で非常に多いんですけれども、議事の進行の中で資料等も確認しながら進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、教育長報告をさせていただきます。2点ほど報告をさせていただきます。まず1点目は、GIGA スクールの関係です。児童生徒一人一人の端末の整備ということで、当初の予定は令和3年2月26日までの工期ということで、児童生徒1人1台のタブレット6,861台、これは予備機を含んでいますけれども、この整備と1人1台の環境を想定しました校内LAN環境の整備、またタブレットを保管するための電源キャビネット、こちらについては238台、あとは指導側の指導用タブレットは442台、また普通教室に設置する50型テレビ、提示装置179台などを2月26日までに整備を行い、動作確認も終えているところでございます。その結果、3月に入りまして学校を通じて保護者に、取手市GIGA スクールプランのチラシ、別添ということでおつけしてございますけど、それを配付しまして初期設定を終えた学校から、児童生徒の利用を開始しているところでございます。その利用の形態の例ということで、久賀小学校の6年生ですかね、こちらについては写真を添付してございますけれども、総合的な学習の時間、福祉について調べたことをプレゼンテーションソフトを使って、オンライン会議で学習成果を共有する活動を行ったところでございます。こういった形で、学校のほうで指導の実例というものが始まっているところでございます。

2点目、こういったGIGA スクールのことも受けまして、取手市学びのコンパス2021～「とりでの子」の未来を拓く、学習指導の方向性と取組～ということで、学校のほうにお示ししているところでございます。こちらについては令和3年度から取手市GIGA スクールプランの実施を見据えまして、教員向けの学習指導の手引き、取手市学びのコンパス2021を作成しまして、2月16日に開催しました学力向上研修会で、各学校に配付、伝達を行ったところでございます。教育委員会では、この手引をもとに、各学校、各教員が学習指導を進めることで、どの学校、どの学級にかかわらず、全ての児童生徒が同じような教育を受けられるようにすることを目指してまいります。今後は、計画訪問などの訪問指導の機会をとらえて、浸透を図り、日々の授業改善に努めてまいります。

私のほうからの報告は、以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。これから議題となります議案第11号、議案第12号及び報告第5号の3件につきましては、教育委員会の事務局職員及び教職員の人事に関する案件となりますので、議事の非公開を發議したいと思います。

お諮りいたします。議案第 11 号、議案第 12 号、報告第 5 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。議案第 11 号、議案第 12 号及び報告第 5 号の議事については、非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の皆様については御退席をお願いいたします。

傍聴の皆様が御退席されるまで自席にて暫時休憩といたします。

午前 9 時 44 分休憩

午前 9 時 45 分再開

#### ○教育長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 11 号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動等についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 12 号、取手市教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告第 5 号、教職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。報告第 5 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

#### ○教育長

それでは議事を再開いたします。

続いて議案第 13 号、取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係規則の整理に関する規則について、議案第 14 号、取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係要綱等の整理に関する要綱について、議案第 15 号、取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係規程の整理に関する訓令について、以上 3 件は関連した内容ですので一括して議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第 13 号から 15 号までを一括して御説明いたします。提案理由で

すが、令和3年度に実施する教育委員会事務局の組織機構の改編に伴い、教育委員会が所管する例規における新設の課の規定、既存の課の名称の変更、各課の事務分掌の見直し、その他所要の整備を行うため関係する規則、要綱等及び規程の一括改正を行うものです。

まずは、例規改正の理由になります、組織の変更点について御説明いたします。議案第13号の最後にございます参考資料、令和3年度の組織変更点を御覧ください。こちら左側が市長部局の組織変更になります。教育委員会の組織変更は右側の欄になります。今回、まず学務給食課を分割しまして、学務課と保健給食課を設置いたします。スポーツ生涯学習課、公民館を再編しまして、生涯学習課、子ども青少年課、スポーツ振興課を設置いたします。公民館につきましては、生涯学習課へ公民館係として編入いたします。また、教育総務課にございました埋蔵文化財センターを生涯学習課へ移管いたします。令和3年度は、このような組織機構によりまして市政を進めてまいります。これに合わせまして、各所管の事務分掌に応じた関係例規を整理しまして、それぞれの改正が必要になりました。改正事項については、組織変更に伴う課の名称の変更のほか、軽微な文言の修正も含んでおります。時間の関係で、個々の例規の説明は省略させていただきまして、改正となる例規名称の確認にとどめさせていただきます。関係する例規は、全部で12本の例規が対象になります。

それでは、まず議案第13号では、組織機構の改編に伴う関係規則の一部改正になります。対象となります規則は、1ページに記載されている教育委員会事務局組織規則、7ページの公民館の設置及び管理運営規則、8ページの市立小学校及び中学校におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する規則。以上の三つになります。

次に議案第14号では、要綱になります。対象となる要綱は、1ページの教育振興基本計画策定会議設置要綱、2ページの子ども読書活動推進委員会設置要綱、同じく2ページの訪問型家庭教育支援事業実施要綱、学校事務の共同実施に関する規程、3ページの放課後子どもクラブ運営業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱、同じく3ページの市立小中学校適正配置計画策定委員会設置要綱、こちらは廃止になります。

最後に議案第15号では、規程になります。対象となる規程は、1ページの教育委員会事務決裁規程、2ページの教育委員会省エネルギー推進委員会規程、同じく2ページの学校等情報メール配信サービス運用管理規程。

以上、取手市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う関係例規の一部改正について、簡単に御説明をさせていただきました。以上です。

#### ○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

組織機構に伴う規則等の対応した改正ですので、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより、議案第13号から議案第15号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 13 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 14 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 15 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 16 号、取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第 17 号、取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する要綱について、議案第 18 号、取手市教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について、議案第 19 号、取手市学校連携支援員設置要綱の一部を改正する要綱について、以上 4 件は関連した内容ですので一括して議題といたします。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いします。

#### ○教育総合支援センター長

松戸でございます。よろしくお願ひいたします。議案第 16 号から 19 号まで一括して御提案させていただきます。

まず議案第 16 号、取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。取手市立教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由です。取手市立小学校、中学校における教育相談体制において、スクールカウンセラーの職層に学校教育相談員を加えて、いじめや不登校など学校で抱える教育上の問題の解決に向けて、児童生徒、保護者等の相談及び援助指導に取り組むためのものでございます。御手元の資料 2 ページには、条例施行規則第 3 条（4）についての改正を行うことの提案でございます。ページ戻りまして、1 ページの改正前の（4）の記載のとおり、これまではスクールカウンセラーと準スクールカウンセラーで構成をされていましたが、令和 3 年度からは新たに学校教育相談員を職層に加えて、きめ細やかかつ丁寧な支援を行ってまいりたいと思っております。以上が提案の内容です。

続きまして、議案第 17 号に移らせていただきます。取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する要綱について。取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由です。先ほども御説明さ

せていただきましたが、取手市立小中学校の教育相談体制の充実及び強化を図るために、スクールカウンセラーの職層に学校教育相談員を加えて、いじめ、不登校などを抱える教育上の問題の解決に向けた児童生徒、保護者、教職員等のカウンセリング、相談及び援助指導に取り組むためのものがございます。こちらの内容につきましては、御手元の資料の1ページ、改正前の第1条と第3条について改正を提案するものがございます。なお、スクールカウンセラーの勤務時間等に関しましては、個別の任用通知のほうに記載をさせていただいております。

続いて、議案第18号に移らせていただきます。議案第18号、取手市教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について。取手市教育相談員設置要綱の一部を別紙のとおり改正するものがございます。こちらにつきましては、御手元の資料3ページの設置要綱第7条について改正を行うことの提案でございます。詳細につきましては、御手元の資料1ページに戻らせていただきまして、改正前の第7条の第3項を改正しまして、令和3年度からも教育相談員を継続して、主に適応指導教室ひまわりでの支援と、教育総合支援センターでの相談業務を行ってまいります。来年度からは、勤務時間は基本的に6時間30分となります。今回の改正につきまして、個別の任用通知のほうに基本的な勤務時間を記載しております。

続きまして、議案第19号、取手市学校連携支援員設置要綱の一部を改正する要綱についてでございます。取手市学校連携支援員設置要綱の一部を別紙のとおり改正するものがございます。こちらにつきましては、御手元の資料2ページの設置要綱第6条について改正を行うことの提案でございます。1ページに戻ります。提案理由といたしましては、児童生徒、保護者、取手市立小学校、中学校の抱える問題の解決に向けての相談及び援助指導、教育相談部会への参加及び教育総合支援センターの面談実施に伴う勤務時間が変動することにより、設置要綱の一部を改正するものがございます。来年度から勤務時間が6時間30分ということになりますが、実際に教育相談部会、学校の日課に合わせて参加をしているといったところから、やはり若干の勤務時間の変動がございます。そういったところも含めまして、今回6時間30分という表記に関しましては、個別の任用通知のほうに記載をさせていただくということで改正をさせていただきます。

以上、16号から19号の提案です。よろしくお願いたします。

#### ○教育長

本件についての説明は以上でございます。

本件に対しまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

#### ○石隈委員

御説明ありがとうございました。御提案についてはどれも賛成なんですけど、ちょっと質問と提案なんですけども、16号のところの提案理由に「スクールカウンセラーの職層に」と書いてあるんですけど、職層というのはどんな意味合い——職層というと何かレベルが違うとかという雰囲気があるんですけど。どういう意味で使われているのかなと思って教えていただければと思います。

#### ○教育長

松戸センター長。

#### ○教育総合支援センター長

お答えいたします。これまでは、スクールカウンセラー、準スクールカウンセラ

一といったところで、その任命の内容につきましては、こちらの設置要綱に書かれているんですが、今回、新たに準スクールカウンセラーの次の職層というか、役割のところは学校教育相談員というものをつくりました。いわゆる公認心理士や臨床心理士等の資格は有してはいないんですが、それに同等する資格を持ちながらも、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの指導助言を得ながら、学校に出向いてカウンセリング、支援等を行うというものになっております。資格と経験といったものを重要と考えて、より丁寧な支援ができたらというようなところで提案をさせていただきました。

#### ○石隈委員

職層の意味合いは分かりました。もう1点です。それにちょっと関係するんですが、議案第17号の今日の議題に賛成、反対ではなくて、3ページ目に取手市スクールカウンセラー設置要綱というのがあります。ここにスクールカウンセラーと準スクールカウンセラー、今回、学校教育相談員というのが入ったんですけども、今、スクールカウンセラーの活用で、全国的にいろいろ議題になっていることのひとつが、スクールカウンセラーの充足に関する、今、御説明にあったように資格等で分けているというのは、この制度の出発においてはとても重要だったんですけども、スクールカウンセラーと準スクールカウンセラーの職務内容にどんな違いがあるかという議論がいろいろあるんですけど、取手市の場合はどうですか。

#### ○教育総合支援センター長

まず、スクールカウンセラー、準スクールカウンセラーの任命の内容につきましては、茨城県教育委員会のを引用させていただいております。スクールカウンセラーにつきましては、教員、保護者、児童生徒の話を聞くことから次のステップ、具体的な手だて又は方向性を直接しっかりと指導助言できるといったところ。今回、学校教育相談員につきましては、先ほど申しました、有する二つの資格を持ち合わせておりませんので、スクールカウンセラー・スーパーバイザーから常に助言を得ながら、執り行う内容に関しては一緒なんですけど、そこに必ずスクールカウンセラー・スーパーバイザーの指導助言を得て、助言をしていくという形になっております。

#### ○石隈委員

もう一点。それで、スクールカウンセラーと準スクールカウンセラーの任用なんですけど、国のほうは第3条の5番目に、1から4と同等の経験や能力を持つ者というのが何年か前、今もずっと入っていると思うんですね。そこに、今年度の去年の秋に、その5の同等の資格を持つ者の例示として、文科省のQ&Aにガイダンスカウンセラー等がこれに当たるというのが明記されました。以前ここでスーパーバイザーの藤原先生、ガイダンスカウンセラーですけど、というふうに全国的に資格の内容が変わってきていますので、今回はもちろんこれでいいんですけど、来年度に向けて少し検討していただきたいと。

大きな流れは何かというと、スクールカウンセラーが平成7年に始まったときには、学校より外の人で、臨床心理の人で、学校教育じゃない視点を持っている人で、いじめ、不登校の対策をしよう。これは変わっていないんですけど、今はチーム学校の中で、学校の仲間として、外じゃなくて、仲間なんだけど違う役割ができる人ということで変わってきて、文科省のほうも見ていただければいいんですけど、臨床心理というよりも、子どもの心理や学校教育に詳しい人がスクールカウンセ



セラーというふうなということが確認されてきて、教育のことも分かる、もちろん心理のことは基盤として当然わかっているということになっているということ整理したいのと、もう一つ、国や県が派遣しているスクールカウンセラーと市が独自で働いているスクールカウンセラーがうまく統合して、取手の子どものためにという、広い意味でのチーム学校ということで言うと、第3条のスクールカウンセラーと準スクールカウンセラーのほうも、その国のほうの流れでも確認して、例えば第3条の(5)に、1から4と同等の能力を持つ者として、実際は資格というよりも、先生方が面接して資質を選ぶというのが最後のとりです。自主的に人材を活用される方向で検討をされるといいかなと思います。

平成7年のときは、もう本当に臨床心理士がメインの当てにするところで、今もそうなんですけど、公認心理師ができた後は、公認心理士や臨床心理士や、その後できてきたいろいろな民間の資格ということで、もう一つの理由は学校の先生の中でガイダンスカウンセラーとか学校心理士を持っていらっしゃる方がいて、そういう方がコーディネーターとして一緒にやったり、あるいは将来スクールカウンセラーになる方もいらっしゃいますので、そういう整合性をされたらどうかと、これは来年度に向けた提案です。

#### ○教育長

後ほど内容を確認しながら、規定整備をあわせて検討してまいりたいと思います。

そのほかございますか。櫻井委員。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございました。私も今、石隈委員と同じように、こちらの議案についてではないんですが、常々思っておりましたが、今学校で困ったことがあって相談できる人という、今ここの見取っているだけで、スクールカウンセラー、準スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校連携支援員、教育相談員、子どもと親の相談員、6種類ございます。これは保護者の引き方からすると、非常にわかりにくいかなと思います。学校に今、民生委員として地域の場関わっているにしても、その場その場で6種類の方々が入れ替わり立ち替わりお見えになるというような現状もございます。そうすると、学校に関わる側、地域として関わる側、また保護者の方からしても、どなたに相談すればよろしいのかしらというようなこともあるかなと思います。

今、石隈委員もおっしゃいましたが、スクールカウンセラーと準スクールカウンセラーは仕事の違いは何ですかということで、ただ相談する側、親御さんにしても、相談する側としては、肩書に相談するのではないかなと思います。また、毎日いるからとか、週に何回とか、それも余り関係ないかなと思います。御専門家の石隈委員の前であれですけど、相談する側とされる側のラポールと呼ばれる信頼関係が得られるかどうかによるかなと思います。そこを考えると、この今のシステム、今ですら6種類、さらに改正されると学校教育相談員が入って7種類の方がいらっしゃる。確かに、相談した内容を多角的に見ていただけるのは非常に心強いと思うんですが、最初の取っかかりとして、じゃあ誰に言えばいいんでしょうということ。ちょっと担任の先生、また先生方には言いづらいんだけど、誰に言えばいいかしらというときに、その窓口となる方は一本化とまでは言いませんけれど、やはり取っかかりやすいような形にさせていただければかなと思います。

以前いただいた資料で、教育相談センターの教育相談体制ということで、確かにそちらにもいろいろな方がいますよということで載っていらして、現在の6種類の方が載っていらして大変心強いとは思いますが、では、実際相談するときに誰に言えばというところ。その都度その都度、人が替わってしまうようなことがあってはどうかしら。そういうようなところもありますので、今、人的な面での布陣が整ったということで、今度は相談する側の視点で相談体制を、最初の窓口はここで、次にこういうふうに相談を進めていきますよというふうな、何かフローチャートのようなものがあれば、非常にありがたいかなと思います。以上です。

#### ○教育総合支援センター長

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりで、学校によっては、また保護者、相談相手によっては、県のスクールカウンセラーと1年間を通して人間関係を築いていく。又は、子どもと親の相談員の方と築いていて、課題を解決していくといったところ。いろいろな人的な部分では、かなり幅が広がってきたのかなというふうに思います。今後の課題として、窓口を明確にしながら、あと、なるべく相談者が替わっていかないようなことが大切だというふうにセンターのほうでもとらえておりますので、そういったところも、より継続していきたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

#### ○教育長

ありがとうございました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第16号から議案第19号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りをいたします。議案第18号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 19 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 20 号、取手市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いします。

#### ○教育総合支援センター長

引き続きよろしくお願ひいたします。議案第 20 号、取手市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則についてでございます。取手市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の第 3 条について改正を行うものでございます。

御手元の資料 2 ページに設置要綱がございます。その中の第 3 条を第 2 項について御提案をさせていただきます。提案理由といたしましては、いじめ問題対策連絡協議会の運営において、今年度から実施している 2 学期制の導入に伴い、取手市立の小学校、中学校及び取手市教育委員会が取り組むいじめ防止策などについて、上半期、下半期に分割して報告をするためのものでございます。1 ページに戻りますが、改正前の第 3 条第 2 項を改正して、令和 3 年度以降も取手市いじめ問題対策連絡協議会を開催して、理解と連携を深めてまいります。なお、委員長のほうとも協議をしております。また、第 3 条第 3 項にもございますが、臨時会を会長のもとで開くこともできますので、こういった形で改正を今回進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### ○教育長

以上で説明は終わりました。

本件に対しまして質疑、御意見ございましたらお願ひをいたします。

石隈委員。

#### ○石隈委員

御説明ありがとうございます。すみません、率直な疑問なんですけども、2 学期制にすることで、いろいろな会議の学期ごとの 3 を 2 にする必要性というか、妥当性があるのかというのは少し私は不安でして、問題として、やはりいじめ対策は取手市の教育改革の根幹ですので、取手市以外もそうですけど、私も幾つかの会議に出ておりますけど、2 回と 3 回、3 回と 4 回、かなり 1 年間にやれることが変わってきます。臨時はよほどの理由がないと、なかなか議長としても開催できないので、この 3 から 2 になることでどうなんでしょうかという心配は率直なところで、重要なものは学期に合わせる必要があるんでしょうか。

#### ○教育長

松戸センター長。

#### ○教育総合支援センター長

ありがとうございます。まず、学校や教育委員会がしっかりと期間の中で取り組んだ内容について、御報告、提案したいといったところがございました。また、今回 3 回から 2 回に変更しますが、これまではない取組といたしまして、これまで市が行ってきた取組を紙面というか、資料として配布をしていくことで進捗状況を

お伝えしたいといったところも、今後、検討していきたいと考えております。確かに、3回から2回に減ったところは非常に重要ではあると思うんですが、そういったところで補えればと考えておりました。

#### ○教育長

その御懸念は、当初から私も事務局側にお話をしまして、当然、今ウェブ上の話があるので、この連絡協議会そのものは、いろいろな関係団体の方が参加されているんですね。一番はやはり情報の共有だということなので、要するに年3回よりもこまめに情報をお伝えするということが大事だということで、今、センター長が検討というお話をしていましたけど、それはもう事前の開催する前提として、事務局内部でそういった方向でというのは、確認はとれているところでございます。

#### ○石隈委員

これまでどおりに情報の共有はしていただくということで了解しました。

#### ○教育長

はい。ありがとうございます。

そのほか。櫻井委員。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございます。日程的なものはどのようにお考えでしょう。上半期、下半期ですけれど、いつ、何月ごろにというような日程ですね。前回のいじめ問題対策連絡協議会の話が定例会で上がったときに、この前、第1回がたしか開かれたはいいけれど、今度、異動でまた先生方が替わったらどうだろうというような話が猪瀬委員からもあったと思います。そこで、令和3年度から2回になるということですが、日程はどのようにお考えでしょうか。

#### ○教育長

松戸センター長。

#### ○教育総合支援センター長

お答えいたします。2回の日程ですが、上半期のほうは今調整しているんですが、6月か7月ごろ。2回目に関しては、1月といったところで、しっかりと取組の成果と課題が御報告できるような期間をとりたいというふうに考えて、今、準備を進めております。

#### ○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

運営上の課題も示されたところですので、それを含めて検討してまいりたいと思います。そのほかなければ、質疑、御意見は終結というふうにいたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第21号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第22号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第23号、取手市立藤代武道場の設

置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第 24 号、廃校となった取手市立小中学校の体育施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱について、議案第 25 号、取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について。以上 5 件は関連した内容ですので、一括して議題といたします。

本件についての説明を、豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

#### ○藤代スポーツセンター長

では、議案第 21 号から議案第 25 号まで、一括して説明をさせていただきます。まず初めに、議案第 21 号から 24 号までを説明させていただきたいと思っております。こちらの提案理由につきましては、いずれの規則、要綱につきましても共通の理由による改正となります。

令和 3 年 4 月 1 日から、現在の「取手市体育協会」、こちらが新たに「取手市スポーツ協会」と名称変更になることによる改正となります。内容的には、各規則、要綱の使用料の減免等に関わる条文や利用申請などに関わります申請様式など、そちらに「取手市体育協会」とある部分を「取手市スポーツ協会」と改めることとなります。制度的な内容につきましては、変更点はございません。

この体育協会をスポーツ協会へと名称変更することにつきましては、全国的な流れとなっております。国の「日本体育協会」、こちらにつきましては平成 30 年度から「日本スポーツ協会」と既に変更となっております。「茨城県体育協会」につきましても、取手市と同じ令和 3 年 4 月から「茨城県スポーツ協会」へと変更されることとなっております。

体育とスポーツ、この言葉の意味の捉え方について少し簡単に説明をさせていただきます。当時は、体育という言葉は、身体の教育という営みを指しておりましたが、現在ではスポーツという言葉は、その体育という意味に加え、身体活動全般の概念を含むものとして認識されるようになってきております。それらのことから、体育協会からスポーツ協会に変更することが、運営の趣旨からもよりふさわしいという判断により行われるものでございます。なお通称「国体」と呼んでおります

「国民体育大会」、こちらにつきましても 2023 年大会から「国民スポーツ大会」、通称ですと「国スポ」となるんでしょうかね、名称を変更されることとなっております。

[笑い声]

#### ○藤代スポーツセンター長

これは決まっている内容です。

続きまして議案第 25 号、こちらについて説明をさせていただきます。こちら先ほどの体育協会の名称変更と関係するものでございますが、条文中の各団体名称が変更されているものなどについて整理をさせていただくものでございます。「市体育協会」という文言は出てまいりませんが、「日本スポーツ協会」を初め、その他の団体について正しい名称に改めるものでございます。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○教育長

説明は以上です。

本件に対しまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

#### ○猪瀬委員

規則とは違ってしまいうんですけど、ちょっとお聞きしたいんですが、様式の中にある団体で「PTA サークル」とあるんですけど、私、勉強不足で全然わからない——例えば、どのような団体を指しているんでしょうか。

**○教育長**

豊島センター長。

**○藤代スポーツセンター長**

説明いたします。ここでPTAのサークルと申しますのは、各学校のPTAを主体としたメンバーの方々による、例えばソフトバレーボールチームですとか、そういったようなPTA活動の一環として行われるようなサークルとなっております。

**○猪瀬委員**

ありがとうございます。

**○教育長**

よろしいですか。

そのほかございますか。石隈委員。

**○石隈委員**

スポーツ協会に変更ということで議案はもう全く賛成です。その上で、国の施策を軽じるわけではないんですけど、体育って御存じのように、日本は非常に優れた教育をやっていて、アメリカなんかだとフィジカルエデュケーションとありますけど、本当ちょっと体を動かすだけで、心身の健康を通して子どもを育てるということで体育とか、あるいは保健室、養護教育って日本の教育のすごくいいところなんですね。だから、そういう意味で、体育という言葉のこれまでの教育の中での体育というのが生涯学習の中のスポーツに変わったというふうな理解で、ぜひ体育の精神と言うと変なんですけど、学校教育の中で体育を大事にしてきたことの続きや拡大というふうな理解を確認して、体育という言葉、あるいはそれをやってきたものは大事にしたいなというのを共有したいと。スポーツってちょっと華やかで楽しくて、競技性というのがやや強調されることもありますので、まさに今言われたように体を動かすという意味での生涯スポーツというか、生涯体育というところを大事にしたいなというのは、これは私の感想と願いです。

**○教育長**

ありがとうございました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第21号から議案第25号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

御異議なしと認めます。議案第 22 号は原案のとおり決定をいたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

続いてお諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 24 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第 25 号につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第 26 号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いいたします。

**○学務給食課長**

それでは議案第 26 号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。今回の提案理由としましては、取手市立学校等給食運営協議会の答申に基づき、学校等給食費の月額を改定するため、本規則の一部を改正するものでございます。こちら給食費の改定につきましては、令和 2 年 10 月の定例教育委員会におきまして、一度、御報告をさせていただいておりますが、改めまして簡単に御説明をさせていただきます。

保護者の皆様に御負担いただいております給食費についてでございますが、こちらは平成 31 年 10 月から消費税率を 10%に改定するという国の方針が示されたことを契機としまして、平成 30 年 12 月に学校等給食運営協議会を設置し、平成 31 年 10 月に予定されている消費税の改定に伴う学校給食費の取扱いについてを協議会に諮問して進めてまいりました。検討の段階におきまして、食材料の購入費については軽減税率の適用が決まり、消費税率が 8%のまま据え置くことになりましたが、現在の原材料費等を客観的に示してもよいのではないかということになり、その後も議論を続けてまいりました。事務局からは、食材料の購入価格が年々上昇傾向にあることや、最低賃金の上昇と人手不足による人件費の高騰など、様々な部分におい

て値上げ傾向にあることが説明され、このうち米飯、パン、麺などの主食と牛乳の価格については、平成26年度と令和元年度を比較しますと、一月当たり税抜で130円、税込みで141円値上がりしていることが示されました。また、取手市が学校給食の主食となる基本物資の供給を契約しています茨城県学校給食会からは、主食の加工賃を令和2年度から最大で1食当たり3.2円値上げすることの通知もいただき、こちらを一月当たりに換算しますと約60円の値上げになることもあわせて示されました。このようなことから、事務局としましては、安全で安心な学校給食を提供し続けていくため、また、おいしい学校給食を維持していくためにも、主食の高騰によって副食費にかけられる食料の購入費への影響が出てしまっていることを理由としまして、現在の給食費を月額200円値上げする必要があることを提案し、委員間で協議を行っていただいたところでございます。

委員の皆様からは、まず安全確保を第一とする意見が出され、安全のため、現在市で行っている、加工品をなるべく使わない、安価だがリスクがある外国産を避けるなどの使用食材の制限を継続するため、また、おいしさを維持するためにも学校給食費の値上げが必要との御理解をいただけたところでございます。協議会からは、食材に関して、現在は軽減税率適用により8%を維持しているものの、物価上昇により、取手市の安全でおいしい給食の提供に影響を及ぼしていることから、給食費の取扱いについては、月額200円の値上げが相当と考える。なお、値上げの時期は、年度途中を避け、最速で令和3年度からが望ましいと考えるという答申をいただき、このたび答申に沿った形で学校等給食費を令和3年4月1日から一律月額200円お願いしたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ○教育長

説明は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございました。以前の定例会で、こちらで承認した議案ですので、値上げについてというのではなく、ただ実際に値上げということで、この金額がお子さんを通じて、また学校からPTAの方々にお示しになったときに、やはり今、私がこの表を見ても5,000円台になったという、千の位が変わるのは、ちょっとこう——200円の値上がりで、分かってはいたんですけど、ちょっと受け止め方が違うなと思いますので。ただ、内容としては、今、御説明いただいたもので十分納得できるものなんですけど、私どもの納得よりも、やはり市民の皆さん、学校に子どもを通わせている御父兄の方々が、この内容だったら取手の給食は安心安全でおいしいんだ、この内容だったら仕方がないと言ったらあれですけど、消費税のこともあるしということで、もっと取手の学校給食の安全なところ、また、安心なところ、おいしいところ、そういったものをPRしていくのも必要なと思われます。

ここのところ、2学期制になりましたとか、教育相談を充実しましたとか、そういった教育委員会の取組は、学校を通じてどんどん発信していますけれど、そこに給食のことも加えて、だしを一からとっています、国産の食材にこだわっています、また、使えるところは地産地消に取り組みます。そういった内容を発信すれ



ば、やはりこの金額についてもある程度御納得いただけるものではないかなと思います。御検討いただきたく思います。

**○教育長**

三浦課長。

**○学務給食課長**

櫻井委員の貴重な御意見ありがとうございました。確かに、安全、おいしいというようなPR不足というのは、実際にあるかなと考えておりますので、学校のほうでは給食だよりなんかを発出していると思いますので、その部分で、教育委員会からのお知らせも載せられるようなスペースなんかも、学校と調整しながら進めていければかなと考えております。

**○教育長**

よろしいですか。猪瀬委員。

**○猪瀬委員**

御説明ありがとうございます。私も保護者の1人として、この間の委員会のほうでは値上げ致し方ないかなという手を挙げさせていただいたんですけど、私はあれなんですけど、これからの保護者の方が改めて見ると、値上げになるとどうしてもそういう反応が出てくるかなと思いますので、ぜひ保護者には丁寧な説明をしていただければ。そして、櫻井委員からもおっしゃったように、安全で、すごくちゃんと手を入れているんだよという説明があれば、ある程度納得もあるかなと思っております。私も、この給食等運営委員会のほうに参加させていただいて、市内のセンター方式と校内のほうの両方食べ比べて、本当においしいので、ぜひともそのおいしさを維持するには、認めてもらうには、丁寧な説明が一番大切なのかなと非常に思いました。ぜひともよろしくお願いいたします。

**○教育長**

三浦課長。

**○学務給食課長**

そうですね、猪瀬委員のほうからも貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。櫻井委員、猪瀬委員、お二人にそういった貴重な御意見をいただいておりますので、そういった部分、今後丁寧なPRといいますか、細かい部分で保護者の方に、こういった給食が出ているということを知るような形で進めてまいりたいと考えております。

**○教育長**

審議会の中では、現場の栄養士、栄養教諭のお話があったと思うんですけど、やはり食材の選び方とか、そのメニューの仕方とか、調理の仕方とか、かなり食の問題って深いので、その辺、学校も工夫されているので、それをきちんと保護者に伝えるように改めて考えていきたいと思っております。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり決定することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 27 号、取手市学校施設長寿命化計画について、議案第 28 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事設計業務委託事業者の公募について。以上 2 件は関連した内容ですので、一括して議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第 27 号、第 28 号について一括して御説明させていただきます。

それでは、まず、議案第 27 号について御説明いたします。提案理由といたしましては、取手市内の小中学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、学校施設に求められる機能、性能を確保するため、個別施設ごとの具体的対応方針を定める、学校施設の長寿命化計画を策定するものになります。

まず、この計画を策定する経緯について、簡単に触れたいと思います。資料のほうなんですけど、48 ページから 50 ページの資料を御覧になってください。こちらは文部科学省が作りました資料の抜粋になります。まず、長寿命化計画というのは、平成 25 年に国が策定しましたインフラ長寿命化基本計画というのが基になっております。そして、この計画に基づきまして、行動計画としての公共施設等総合管理計画というのがございまして、取手市でも平成 28 年に策定をしております。そして今回、この行動計画に基づいて、各施設の個別計画として位置づけるものが、今回は学校についてですが、取手市学校施設長寿命化計画になります。そして、この計画書の国への提出期限というのが、資料の 50 ページにもございまして、令和 2 年度末までとされておりまして、あわせて令和 3 年度以降の交付金事業のためには、この計画の策定というのが前提条件になっております。あわせて、計画に記載する内容についても、あらかじめ国のほうから記載事項が指定されておりまして、49 ページにありますとおり、対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方など 6 項目を、この計画の中にも含めることを求められているものになります。

それでは早速、計画の内容について、その概要を御説明いたします。説明資料は、計画書の本編ではなくて、参考資料として添付させていただきました概要版を用いて説明させていただきます。ページ番号は、資料 39 ページになります。表紙を開いていただいて、40 ページからになりますけれども、まず取手市の現状として、人口の急増に伴いまして、昭和 40 年代の後半から 50 年代にかけて集中的に学校施設の整備が行われてきました。そして、学校施設の耐震補強工事などは、平成 29 年度に既に完了しているわけなんですけども、構造的な安全性は確保されておりますけれども、今後、学校施設の老朽化が進むことで、集中的に改修とか建て替えの時期を迎えることになりまして、将来的に大規模な財政負担というのが見込まれている状況です。このような状況において、今までは不具合が起きてから対処するという、言わば事後保全型の対応というのをしてきたわけなんですけども、これからは不具合の発生を未然に防いでいく予防保全型の管理へ転換を図ることで、目標の実現を目指していくということになります。こちらの長寿命化計画の計画期間としては、学校施設の使用年数というのが数十年に及びます。また、学習内容や学習形態

の変化への対応など、中長期的な視点が不可欠でありますことから、令和3年度から令和42年度までの40年間を計画期間とさせていただきたいと思っております。

次に、学校施設の実態についてなんですが、児童生徒数というのは、昭和58年をピークとして、令和元年度にはピーク時の35%というような状況になっています。また、取手市が保有する施設のうち、延べ床面積の内訳としましては、学校施設が最も多くて全体の約58%を占めております。41ページの図表の2になりますけれども、学校施設については、昭和40年代から50年代にかけて、児童生徒数の急増期に集中して建築されたものが多く、築30年以上の建物が学校施設全体の約8割ぐらいを占めております。これらの施設は、従来の事後保全型の維持管理を継続し、仮に築60年で建てかえる場合、令和15年度以降、一斉に建て替え時期を迎えることとなります。次に、42ページの図表の4を御覧ください。こちらは、今後の維持更新コストを、従来型の事後保全型でやっていく場合のものなんですけれども、従来型での維持管理では、今後40年間の1年間の平均で15億5,000万円という試算結果となりました。令和元年度からの10年間で必要な経費というのが、年平均で36億5,000万円となりまして、ピークとなる令和4年度では70億円を超える経費が必要となります。過去の施設関連経費が平均で約12億7,000万円でしたので、計画どおりに維持管理をしていく場合には、約3倍以上の金額となってしまいます。現状の財政状況から、学校建設費の大幅な増加というのは見込めない状況ですので、現状のまま施設を維持していくことは困難であるということが改めて示されました。

そして、将来の改修計画についてなんですが、この計画では施設の劣化の状況に応じて優先順位をつけて、将来の改修等を検討するということになりました。具体的には、学校施設ごとに現地調査、あるいは建築の経過年数をもとにして、五つの部位についてA B C Dの4段階で劣化状況を評価をいたしまして、健全度を評価点として表して、これをもとに判断をしております。43ページ、44ページに示した一覧表が評価した表になりまして、この表の右側の健全度の指標の数値を参考に、今後検討することになります。今後の維持更新コストの把握ということで、次は長寿命化型の改修をしていった場合のケース、こちらが資料の45ページになりますが、こうした評価結果を踏まえまして、今後の維持更新コストを試算した結果になります。建て替え中心の従来型から、定期的な長寿命化型に切り替えた場合、従来型と比べますと40年間で約9億円の縮減額となり、一定の削減効果が認められることから、この考え方に基づいて、今後の学校施設改修を行ってまいります。

4番として、学校施設整備の基本方針についてですが、こちらは46ページの図表の7を御覧いただきたいと思っております。建物の目標使用年数というのを80年と定めまして、40年目に長寿命化改修工事を行いまして、80年目以降に初めて改築、建て替えを検討し、それぞれの間中期に当たる20年目と60年目に、原状回復のための予防改修というのを行い、建物のライフサイクルに合わせて、工事を行うということで、建物の延命を図っていくということでございます。

次に、資料の47ページを御覧ください。6番の長寿命化の実実施計画と継続的運用方針というところなんですけれども、原則として、点数化した健全度の低い順に、工事を行っていくこととなりますが、実施時期の平準化を図るために、築年数ですとか改修の履歴とかについてもあわせて考慮に入れて判断をして、実施時期については平準化を図っていきたいというふうに考えております。そして、具体的な建物の整備の実施年度については、5年ごとに設定をしまして、全体計画としては10年

ごとに区切ることで、各段階の整備内容、あるいはコストというのを見直していきたいというふうに考えてございます。

なお、直近5年間の整備スケジュールについては、ページが飛んでしまいますが、資料の31ページ、こちらは計画本編にあるページになるんですが、31ページのほうにお示ししてございますので、御覧いただければと思います。

続けて、28号の説明でよろしいですか。

**○教育長**

はい。

**○教育次長兼教育総務課長**

続いて、議案第28号、長寿命化のスケジュールに関連するということで、白山小学校の長寿命化改良工事設計業務委託事業者の公募について、御説明いたします。提案理由としましては、取手市立白山小学校長寿命化改良工事に係る基本設計、実施設計業務を委託するため公募をするものです。

期間については、工期を契約締結日の翌日から令和5年3月20日までの2か年としております。

公募内容としては、事業者の選定に当たって必要な知識と経験を有し、最も優れた提案を行う事業者から広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用いたします。

スケジュールとしましては、議案の御承認をいただければ、明日、3月24日から公募を開始させていただきまして、審査による最適事業者を決定し、6月中旬の契約を見込んでおります。なお、審査の方法については、2段階方式で行います。まず一次審査では、技術者の資格要件や工事の実績の客観的な条件を点数化します。二次審査では、一次審査の上位5社の技術提案書によるプレゼンテーションを行いまして、審査委員の判断により、最適事業者を選定してまいります。

説明は以上となります。

**○教育長**

説明は終わりました。

この件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

**○櫻井委員**

御説明ありがとうございました。概要版の46ページにございます「基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等」ということで、これは実際整備するときには、こういう内容でやっていきますよということが書かれているものと承知しておりますが、そちらの(3)内部仕上げ、「内部仕上げは建物の長寿命化には直接の影響はないが、社会的要求を満たす機能や性能を検討する必要がある。」こちらはどのような意味合いでしょうか。

**○教育長**

大手次長。

**○教育次長兼教育総務課長**

御説明いたします。こちらの内部仕上げについては、社会的要求を満たす機能や性能、こちらについては、これから10年、20年という歳月を長寿命化改良工事を行った後も、新しい教育の展開とか進化というのがございますので、今時点ですと、GIGAスクール構想とかがこれから本格実施されようとしております。そうした意味

でのネットワークの整備とか、そういったものも含み、あとはバリアフリーへの対応とか、そういった部分を含む内容になるかと思えます。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。あと、もう1点よろしいでしょうか。同じ資料に43ページ、44ページにわたって、建物評価一覧表がございます。この中に、今、議題に上がっている白山小以外にも、例えば寺原小学校の付属棟のほう、これは耐震安全性が旧の基準になっていて、要調査で、健全性40というような建物もございます。もし、長寿命化のほうの優先順位でも上のほうに上がっておりますが、この建物、今は耐震基準が旧だということで、生徒には使われていなくて、たしかPTA室になっていたと思われまます。そのような使われ方をしている建物、現在の教育課程というか、児童生徒には使わせられないものについては、また学校を長期的に見た場合、児童生徒の数の増加もさほど見込めない、この建物は不要であろうという判断がされた場合は、そういった建物は取り壊しということも含めた長寿命化でしょうか。

#### ○教育次長兼教育総務課長

お答えいたします。確かに、こちらの建物の優先順位の度合いが、今後の改修計画の中では基本前提になるんですけども、当然、これからの長い期間の児童生徒数の推移、そういったものも考え合わせて、新しく増築とか改築をする部分とは別に、減築という視点でも、こちらの長寿命化の計画の中では、当然のことながら捉えている状況です。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。こちらの説明を聞きながら、長寿命化、学校における長寿命化とは何だろうということで、学校というものをどこをどういうふうに捉えるかで違ってくるかなと思うんですけど、建物一つ一つを学校と捉えるか、あるいは学校の敷地内の全体を学校と捉えるか、敷地内の一つの学校、例えば今話題に上がっている白山小学校そのものを1個1個の建物ではなく、白山小学校そのものをずっと長いことこれからも子どもたちが安全に学べる場であるためにはどうするかというような視点、1個1個の建物ではなく、この建物が何年もつという視点ではなく、白山小学校全体が何年もこの後に渡って、子どもたちの学び舎であり続けるという視点が、この長寿命化の改良工事には必要かと思われまますので、この後設計業務を委託されたり、実際に動いていくと思うんですけど、そういったところを学校のその捉え方を大きく捉えていただきたいなと思えます。以上です。

#### ○教育次長兼教育総務課長

櫻井委員からの御提言ありがとうございます。長寿命化改良工事の目的としては、教育環境の質的向上というものが基本にはなるんですけども、そのほかに、学校というのは地域のコミュニティーの核にもなっている施設でございます。例えば、避難所といった防災機能の強化ですとか、あるいは地域住民の方が使われる上での使い勝手の向上、あるいはバリアフリー、そういったところについても、この長寿命化介護改良工事の目的というのは含んでおりますので、そういった視点も加味しながら、全体として捉えていきたいと思えます。

#### ○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結といたします。

これより，議案第 27 号と議案第 28 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 27 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 27 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 28 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 28 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に，議案第 29 号，取手市教育振興基本計画についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

## ○教育次長兼教育総務課長

それでは，引き続き議案第 29 号について，御説明いたします。現行の取手市教育振興基本計画の計画期間が令和 2 年度で終了することになりましたので，新たに令和 3 年度から令和 6 年度までを計画期間とする取手市教育振興基本計画を，教育基本法第 17 条第 2 項に基づきまして，今回，策定させていただきます。

本計画の内容につきましては，昨年 12 月の教育委員会定例会及び先週の教育委員会臨時会で協議をさせていただいたほか，総合教育会議や教育委員研修会においても御説明をさせていただいたところです。ですので，今日は詳細な説明については省略をさせていただきます。

なお，参考資料 1 として，前回の臨時会で協議をさせていただいた後に，計画案を訂正した箇所を一覧表にしましたので，こちらの資料で御確認をいただきたいと思っております。今回の教育振興基本計画の作成に当たりましては，教育委員の皆様のご貴重な御意見のほか，パブリックコメントを通じて市民の皆様からいただいた御意見についても，非常に参考になることが多く，計画案に適宜反映をさせていただきました。この場をかりまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本計画について，教育委員会の御承認をいただきましたら，計画書を早速，市のホームページ，公共施設等で広く公表するとともに，各学校へも PDF データで配付を予定しております。また，計画期間のスタートとなります 4 月からは，本計画に基づきまして教育行政を計画的に進めてまいります。

以上，簡単ですが，議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

## ○教育長

説明は以上となります。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

## ○石隈委員

何度も見させていただいて、市民の方の意見も含めて、とてもいいものになったと思います。小さいところで、用語解説のところでもよろしいでしょうか。44ページなんですけども、インクルーシブ教育のところ「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ教育」そのとおりでなんですけど、表現としては「障害のある子どもも障害のない子どもも共に学ぶ教育」のほうがベターかなと思います。障害のある子とない子ではなくて、障害のあるなしにかかわらずインクルーシブという趣旨で提案です。

それから45ページ、「さ」のところのスクールカウンセラー・スーパーバイザーなんですけど、2行目に「心のケア」という言葉がありますが、最近は幅広い子どもの支援ということで「心のサポート」という言葉のほうがより一般的になっておりますので、「心のサポート」というのを提案します。以上、小さいところですけど。

## ○教育長

大手次長。

## ○教育次長兼教育総務課長

今、石隈委員のほうから御提言のありました、用語解説の44ページのインクルーシブ教育、こちらを「障害のある子どもも障害のない子どもも共に学ぶ教育」というように訂正をさせていただきたいと思います。あわせて45ページのスクールカウンセラー・スーパーバイザーの説明事項の中で「心のケア」ではなく「心のサポート」という形で文言の訂正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

## ○教育長

ありがとうございました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

それでは、今、石隈委員から、用語の訂正の部分を含んでということになりますけれども、それを含んだ上で議案第29号についてお諮りをいたします。

議案第29号は、原案の修正の上に決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案の訂正の上で決定というふうにさせていただきます。

続いて議案第30号、取手市スポーツ推進委員の免職についてを議題といたします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

## ○藤代スポーツセンター長

では、議案第30号について御説明させていただきます。提案理由は、令和2年4月1日付で教育委員会よりスポーツ推進委員に委嘱した方のうち、資料1ページの4名の委員の方につきまして、御本人から、一身上の都合により令和3年3月31日をもって職を辞任したいとの申出がございました。よって、取手市スポーツ推進委員規則第3条第2項により、免職とするものでございます。

スポーツ推進委員は、規則では定数30名以内と定められておりまして、現在21

名の方に委嘱しております。うち4名の方が辞めることとなりますので、当面は、残り17名での活動となります。推進委員の活動に急激に影響が出るものではございませんが、適任と思われる方がいれば、今後、補充をしていきたいというふうに考えております。説明は以上となります。

#### ○教育長

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

引き続き、議案第31号、取手市学校医の委嘱について、議案第32号、取手市学校歯科医の委嘱について、議案第33号、取手市学校薬剤師の委嘱について、議案第34号、取手市学校産業医の職員について。以上、4件を一括で議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

#### ○学務給食課長

それでは議案第31号、取手市学校医の委嘱について、議案第32号、取手市学校歯科医の委嘱について、議案第33号、取手市学校薬剤師の委嘱について、議案第34号、取手市学校産業医の委嘱について、四つの議案につきまして一括して説明させていただきます。

今回の委嘱についてでございますが、四つの議案とも提案理由にございますとおり、現在の委嘱期間が全て令和3年3月31日で任期満了となるため、新たに令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、委嘱するものでございます。このうち、まず学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関してでございますが、こちらにつきましては、議案第31号の2ページのほうに学校保健安全法、こちらのほうを抜粋しておりますが、23条の第1項に「学校には学校医を置くものとする。」、第2項に「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。」とございますので、この規定に基づきまして各学校に学校医等を配置しております。

続いて、委嘱に関してでございますが、こちらは議案第31号の2ページのほうに、学校保健安全法第23条第3項に「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。」、また議案第31号の3ページの取手市立学校管理規則第18条には「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が、校長の意見を聞いて、これを委嘱する。」と規定されておりますので、学校医等に関しましては全て同じ流れで委嘱しているところでございます。

次に、学校産業医についてでございますが、こちらは労働安全衛生法並びに労働



安全衛生法施行規則で規定され、学校の先生方の労働時間の状況かつ疲労の蓄積が認められる場合に、本人の申出によって医師による面接指導を行わなければならないことになっております。このため、先生方の健康相談する学校産業医として委嘱するものでございます。

議案ごとに、それぞれ名簿のほうを載せております。あと新任の方の学歴と職歴、そちらを載せておりますので、そちらは後ほど御覧いただきますようお願いいたします。以上でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

#### ○教育長

説明は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございました。学校産業医の委嘱について、この議案についてではないんですが、学校産業医の方の名簿を今拝見しますと、内科の方が内科整形外科、消化器科等が主なんですけれど、現在、先生方は業務が非常に多くて、心身の状態を悪くされる方では、心のケアも、心のクリニックのほうも必要ではないかと思うんですけれど、取手市の場合、そういった先生方がどうも最近体の調子よりも心の調子がおかしいというようなときの、誰に相談したら、どこを受診したらいいか、そういうようなお医者さんのほうはどこが決まっている、あるいは推奨しているところとかあるものでしょうか。

#### ○教育長

三浦課長。

#### ○学務給食課長

当課では、先生方の勤務時間をまず管理しております。それで、長時間労働の方に関しましては、こちらのほうから、その方々に対して直接メールを配信しまして、産業医等の面接などを受けてくださいということを知っております。それで、基本的には学校の産業医、その学校にそれぞれ学校産業医としていらっしゃいますので、その方に調子が悪いときに面談していただくのが望ましいんですけども、なかなか先生方、勤務の関係もございまして、学校産業医というよりも、自分のお住まいの近くのところに休みの日を利用して、心の病気にかかりそうな場合なんかにつきましては、そういったところに通っているようなのが少し耳に入ってきているような状況でございます。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。今、三浦課長の説明から、休みの日などを利用してという一言がございましたが、できれば、休みの日を利用しなくても先生方の心身の健康のために通っていただいて、学校の業務に携わっていただけるような、そういった体制を委員会主導でとっていただくのも大事なかなと思います。よろしく願います。

#### ○学務給食課長

櫻井委員がおっしゃるとおりでして、そのように学校のほうで休みやすい体制というのをつくれるようにしていきたいというのが私自身の願いです。ただ、先生方

は仕事熱心な方が多くて、実際そういった病気になりそうな場合、実際のところ学校長に休みをとって行くというのが、やはり今はしづらいような環境になっていますので、そういったところ改善できていければなとは思っております。

#### ○教育長

田中部長。

#### ○教育部長

少し補足といいますか、現状等も含めてなんですけども、やはり先生たちも大変忙しい環境の中で、どういった先生たちの業務を減らすことができるだろうかというところを前回少し説明させていただきましたけれども、衛生委員会等を開催しまして、例えば衛生委員会の中にも先生がいらっしゃいますので、そういう方たちに面接等、それから、どこかいい医者さんないかというところも相談してくださいというところを衛生委員会の中でもさせていただいております。ですから、そういった緊急の心の病ということであれば、学校長がやはりしっかり休みだけじゃなくて、きちんと休暇をとれるような、そういう環境にしていきたいというふうに思っております。

#### ○櫻井委員

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

#### ○教育長

石隈委員。

#### ○石隈委員

とても大事で、櫻井委員の意見と皆さんのお答えと一緒になんですけど、やはり産業医というのは、精神科、心療内科の中でも特に組織との対応とかに強い方なので、できたらもう既に今の委員会の中にいらっしゃるかもしれませんが、教育委員会の顧問産業医じゃないですけど1人いて、それぞれ何かあったときには助言できるというか、あるいは今回20名ですけど、行く行くは20名の中に数名は産業医資格、産業医の専門家が、あるいは精神科医が入るというシステムでできていくといいなと思います。

特にストレスチェックをやっていらっしゃいますよね。ストレスチェックを見て、特に今、幾つかの学校組織で苦戦しているなどかというのを見て、組織改善にもなりますので、そういう予防的なことも含めて産業医の助言があると本当に心強いですし、また櫻井委員もおっしゃったように、何か困ったときにどこか相談できるというのが、学校側でルールをつくっておくといいかなと思います。企業のほうでは、御存じのようにEAPというか、仕事のことで困ったところは企業がその会社の中ではなくて、外にいる相談を使えるようなシステムができていて、かなりサポートがあるんですけど、学校の先生方はどうしても一生懸命頑張ってくださいということに私たち頼り過ぎているところがあるので、本当に病気になっても不思議じゃない、すごい量と質のお仕事されているので、何かそういう組織的なものをプラスアルファできると、さらにいいなというふうに思います。

#### ○教育長

三浦課長。

#### ○学務給食課長

先ほど部長のほうからもお話ありました衛生委員会、教育委員会のほうの衛生委員会なんですけど、その中に産業医資格をお持ちの方が入っておりますので、教育

委員会でもその方にいろいろ相談しながら進めてまいりたいと思っております。あと、学校側でも学校産業医として委嘱している方を含めて、衛生委員会を開催しておりますので、そちらのほうも学校側でのルートとしてつくって、もっと強化してまいりたいと考えております。

#### ○石隈委員

研修会とかも積極的にやっていただいて、そういう方向でよろしく願います。

#### ○教育長

ありがとうございます。そのほかございますか。

このメンタルケアについては、学校長に対して、年間12回ほど校長会ありますので、その度ごとに、私とか、あと教育参事からお話をしているところです。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは、これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第31号から議案第34号までを順次採決をいたします。

お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第32号につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり決定しました。

続いて議案第33号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり決定しました。

続いて議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり決定しました。

続いて議案第35号、取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を大野公民館課長お願いいたします。

#### ○公民館課長

それでは議案第35号、取手市立公民館長の任命について御説明いたします。提案理由につきましては、社会教育法第28条に基づき、取手市立公民館長を教育委員会が任命するものです。1ページを御覧ください。こちらに地元地区の市政協力員から推薦を受けました4名の方を記載しております。こちらの4名の方につきまして館長として任命をいたします。六郷公民館に武笠征男氏、相馬公民館に石坂叡志氏、高須公民館に持丸 貢氏、久賀公民館に大久保 努氏、こちらの方をそれぞれ

館長として再任するものです。

なお、館長任命の根拠法令につきましては、2ページにあります参考資料を御覧ください。社会教育第27条の「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」及び第28条の「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。こちらが根拠法令となっております。また、こちら4館以外の館長につきましては、職員及び再任用職員が担当となります。こちらにつきましては、4月の定例会で報告をしたいと思っております。よろしく御審議お願いいたします。以上です。

#### ○教育長

説明は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告4、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を三浦学務給食課長お願いいたします。

#### ○学務給食課長

報告4、寄附の受け入れについて御報告いたします。令和3年の新入学児童に対しての寄附の状況でございますが、別紙、一覧表に載せてありますとおり、茨城県石油業協同組合から、「かけこみ110番」クリアファイル、日本マクドナルド株式会社から防犯笛など、7点の寄附がございました。

今回寄附いただきましたものにつきましては、教育委員会に届いたもの、学校に直接届いたものがございますので、教育委員会に届いたものにつきましては、近いうちに各学校に配付する予定でございます。なお、令和3年度の新入学児童、現在のところ712名を予定しております。以上で報告を終わります。

#### ○教育長

説明は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告4の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告4の議事を終わります。

続いて報告5、令和2年度取手市教育支援委員会判定者数についてを議題といたします。

本件についての報告を大越指導課長お願いします。

## ○指導課長

よろしくお願いいたします。令和2年度取手市教育支援委員会判定者数について御報告をいたします。令和2年度におきまして、年3回、教育支援委員会を開催いたしました。そこでの判定者数について、次の1ページを御覧ください。1、判定者数でございます。(1)新学齢児並びに在学児童生徒審議者数でございます。新学齢児につきましては53名、前年比プラス7。在学児童につきましては45名、前年比プラス12。在学生徒につきましては13名、プラス7。合計111名になっております。合計111名です。そして、小学校6年生の中学校進学に係る再審議者数が74名、前年比プラス17名です。(1)(2)を合わせまして、合計の審議者総数が185名で、前年度比プラス43になっております。この審議者総数185名の内訳につきましては、次ページを御覧ください。次ページ、下段の表(3)審議者総数のところを御覧ください。185名のうち163名の児童生徒が、支援学校在籍適が13、支援学級適が132、通常学級適が18名となっております。また、解除に至ったお子さんが22名ということになっております。

近年の状況を見ておりますと、支援学級在籍のお子さんがやはり増加傾向にあるということにあります。ただ、その原因としましては、御家庭の御理解というのが進んでいるところがあるかと思っております。やはり早期にそれに応じた指導を受けるということで、そのお子さんの将来に大きな影響があるというお考えなのかなと思っております。参考までに申し上げますと、全国で特別支援学級の免許、特別支援学級担任で免許を保有している割合というのは30.7ということになっております。取手市におきましては、小中平均して41%という高い割合になっている。この先生方に今後適切な研修等を行いながら、子どもたちの日々の生活、学習の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

## ○教育長

報告は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

## ○石隈委員

御報告ありがとうございました。今、そういう特別支援学級に入る子どもが増えて、それだけ教育に対しての信用ができていくということだと思うんですけど。

2点あるので、一つは審議者数というのがあるんですけど、これは判定者数と同じ意味ですか。

## ○教育長

指導課長。

## ○指導課長

審議にかかって、その後、支援学校、支援学級適という判定されたか、あと解除者も含めて185ということでありませう。

## ○石隈委員

この3番はそうですね。両(1)も、新学齢児並びに在学児童生徒審議者数とあるので、これは111という判定者数と同じだったので。結果的には同じだったということですね。

## ○指導課長

はい、そうですね。

## ○石隈委員

それで提案なんですけど、「審議」という言葉をもうずっと使ってらっしゃる言葉ですから、いかにも硬いというか、何か審議されるというのは余りいい感じではないので、もし変える機会があれば「調査」とかがいいかなと、これは提案です。

同じく「解除」というのは、多分そういうところに昔からの言い方で、教育的に措置をするという発想があったので「解除」かなと思うんですけど、「解除」ももう少し「在籍変更」とか、よりニュートラルの言葉、やはり特別支援学級に行くというのは保護者にとってありがたいことなただけけれども、何かハードルがあるところとか、つらいところがあることが多いので、私たちが使う言葉は少しでもニュートラルにして、そういう抵抗を高めないというか、下げる努力が必要かなと思います。それが1点です。

もう1点は、今、御報告あった特別支援教育の免許を持つ人が全国では30.7で、取手市では41%でとてもいいと思うんですけども、41はやはり低いです。これだけ多様な障害のある子どもが出てきて41というのは、これは全国が低過ぎるんですけど、そこは取手が高いというのはとてもいいことなんですけど、さらにこの率を高める努力と、今言われたような研修機会、特別支援学級の先生はなかなか子どもの援助から時間がとれないので、研修機会というのは難しいかもしれないんですけど、ぜひ夏休みを使って研修の機会を増やすということが重要だと思います。

もう一つ、もし分かればですけど、この特別支援学級の先生方の平均年齢とか分かかりますか。

## ○指導課長

私のほうで把握しているものでございますと、これは令和2年度のものでございます。小学校の知的学級のところで57.4歳。小学校の自閉・情緒で52.4歳。それから言語障害の学級で57でございます。中学校におきましては、知的のほうで55.7。それから自閉・情緒が53.1。そして、言語障害のほうで49ということで確認をしております。

## ○石隈委員

ありがとうございます。少し私の予測もあつたんですけど、先ほどの免許も絡むんですけども、今、学校の先生方の平均年齢40何歳以下だと思んですけども、特別支援学校の先生はやや高いほうに来て、ある意味では専門性のある方が限られているというところもあるんですけど、ある意味ではベテランの先生で、物すごく子どもに優しいからという理由で、一般論ですけど配置されることもなくはないので、今後はそういうところからひとつ脱却して、やはり特別支援の免許を持つ、あるいは研修を受けている、関心が高くて、これから伸びるという視点でも採用の件考えていただければ、やはり本当に障害の子どもに対しては、釈迦に説法ですけど、専門性がかなり必要だと言われているので、御検討お願いします。

## ○教育長

採用の件も絡んでくるんですけども、御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

そのほかございますか。小谷野委員。

## ○小谷野委員

来年度、これ人数が増えるということになると、学校によってはクラス数がまた増加という形も考えられなくはないかなとは思いますが、その辺の学級数の部分

がどのくらい増えるのか。また、それに伴って、さらにクラスのところを増築しなくてはならないとか、そんな手はずが必要な学校も出てくるのかどうか。その辺も細やかに分かっていたら教えていただければと思うんですけど、どんなものでしょうか。

**○教育長**

大越課長。

**○指導課長**

令和2年度につきましては、小学校の特別支援学級の数が54学級、そして中学校が17学級でございました。これよりもたしか上回るということで確認をしております。それによって施設の増築とか、そういったものはなく、既存の施設内で対応できるというふうに認識しております。

[チャイム音]

**○教育長**

よろしいですか。

そのほかございますか。櫻井委員。

**○櫻井委員**

すみません、チャイム鳴ってしまいましたので一言だけ。お送りいただいた「取手市学びのコンパス」を拝読させていただきました。そのスライドで言えば3ページ、今、学校教育が進めるべきことで、逆向き設計でガイドというのがあります。何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶか、こちらが書かれたのは障害のある子もない子も想定してだと思ってしまうんですけど、特に障害をお持ちのお子さんにとっては、この逆向き設計ってとても大事なことだと思います。その中で一つ、福祉のほう、障害福祉課との連携もぜひ視野に入れていただきたい。また、小学校においては、成長によってお子さんの障害がどのように変化していくかというのがまだ未知数なところもあるでしょうが、中学校、あるいは中学校から高校に進学するときに、一度、障害福祉課のほうとの連携をとっていただいて、今後社会に出るときに、障害を持った人として生きるのか、適応いただく、いただかない、そういったことも含めた連携も必要かと思われまますので、障害福祉課との連携も視野に入れていただきたいと思えます。以上です。

**○教育長**

御意見ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○教育長**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告5の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告5の議事を終了いたします。

時間が来ております。ここでちょっと休憩ということで……

[「やっちゃってもいいですよ」と呼ぶ者あり]

**○教育長**

いいですか。やりますか。

それでは報告6、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件について報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

### ○教育総合支援センター長

よろしくお願ひいたします。報告6, いじめ防止策の取組状況に関する報告についてでございます。御手元の資料1ページをお願いいたします。1ページの1番「3つの取組に関する基本的な考え方について」は、これまで定例会等でも御提案させていただきました。また、校長会等でも、早い段階から提案させていただきました。3月1日の校長会におきまして、来年度の3つの取組に関する基本的な考え方といったものを説明し、学校と市教委のほうで理解を深めました。中でも、定期面談、3年生に関しては面談者を固定するということでしたが、それ以外にも、定期面談以外にでも、生徒、保護者の希望があれば、いつでも面談を行いますといったことを再度、校長会でも周知をしまして、そういうような環境づくりをより一層進めていくといったところで指導をいたしました。

続いて2番「第3回教育相談主任研修会について」の報告です。2月10日に、市スクールロイヤーの弁護士を教育総合支援センターにお招きして、学校現場で起きる守秘義務の基本的な考え方について研修を行いました。第1部については、法律の基本的な解釈、考え方。第2部は、学校から寄せられた事例、課題等を参考に検討会を進めてまいりました。枠内については、この研修会を終わった後に教育相談主任から寄せられた内容となっております。なかなかスクールロイヤーと会う機会がないといったところもありましたので、参加した先生方からは非常に貴重な経験をしたといったところ、また特に多く寄せられていた内容ですが、やはり守秘義務というものは時代によって変わっていくといったところもあるので、そういったところを正しく理解できたと。そして本来、子どものために向き合っていくといったところが、自然と保護者への対応にシフトが行ってしまって、子どもたちを置き去りにしているのではないかと、そういったところがスクールロイヤーのほうから御助言をいただきました。なお、スクールロイヤーからいただきました資料につきましては、御手元の3ページから9ページまでが当日使ったプレゼンテーションの資料となっております。10ページ、11ページにつきましては、学校サイドからスクールロイヤーに尋ねたい又はみんなで検討したいといった事例等をこちらのほうにまとめさせていただきました。この10ページ、11ページに関しては、スクールロイヤーが時間を確保していただいて、一つ一つ丁寧に助言をいただきました。

資料2ページに戻ります。3番「取手市いじめ防止基本方針」の改定作業についてです。最終段階に入っております。具体的な御意見につきましては、7名の方から54件の御意見をいただいております。連絡協議会の方々のほかに、市内の校長先生からも御意見をいただいております。そういったところを反映させて、今現在、最終段階となっております。また、各校の生徒指導主事においては4月の発出に向けて、学校のいじめ防止基本方針の見直し等も行っております。

私のほうからは報告を終わりにします。以上です。

### ○教育長

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

### ○石隈委員

このような研修会、本当にタイムリーだなと思います。情報管理って本当に難し



くて、個人のスマホで仕事もやっていらっしゃるというのは現状としてありますよね。これは本当に難しく、特に教育相談担当の先生が、自分のスマホで相談に乗っていいのか、あるいはLINEやメールを使っていいのかというのは、より繊細な問題で、比べちゃいけないんですけど、アメリカの学校では相談担当者相談用の携帯番号を別にもらいます。もう混ぜないというかね。それはもう多分、これからそういうことも少し考えて、本当に学校に1台、2台でもいいので、相談用のものも含める。それも本当に出発点ですけど、あと先生方の業務の中で、どこまで分けるかと難しいところありますけども、ぜひ検討されたらいいと思いますし、タイムリーな研修をされたなと思います。資料もつけていただいて、私たちにも勉強になります。

#### ○教育長

御意見ありがとうございました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告6の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告6の議事を終わります。

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。1点、教育委員の皆様にご報告させていただきたく配付させていただきました資料、カラーで印刷しました高井小学校放課後子どもクラブ室の件で御報告させていただきます。令和3年2月末に建物の工事が完了しまして、その後、消防等の検査が終わりまして、3月初旬から引っ越し終了後に利用開始となりまして、児童たちも新しいクラブ室で喜んで活動しているところでございます。簡単にスペック等を御説明させていただきますと、構造が軽量鉄骨づくりとなっております。建築面積が全体で367.20平米となっております。4部屋となっております。1部屋当たりの面積が71.92平米ございまして、1部屋当たりの収容人数はおおむね40名ということで、全体でおおむね160名収容できるようになっております。

写真のほうを見ていただきますと、特にこれまでの外出しクラブ室と異なる点だけお話しさせていただきますと、まず、クラブ室背面という1ページ下の右側画像を見ていただきますと、掃き出し窓が設置してございます。こちらは、コロナの感染症対策や入り口からの不審者侵入時の緊急避難経路ということで新たに設置してございます。

それから、2枚目の内観のところでご説明させていただきますと、中央の画像で静養室というものがございます。こちらはエアコンがついておりまして、ここに折り畳み式で簡易ベッドというものがございます。これで不足する際に、折り畳み式の救護スペースというテントのようなものなんですが、そういったものも一つ確保してございまして、救護用ベッドを二つ確保して対応する予定でございます。

それからトイレ、下段真ん中が男子トイレ、その右側が女子トイレということになっておりまして、それぞれトイレの便座、通常の大人が使用するサイズよりも若

干小さめなものを設置しております、手洗い場の高さも低めに設定しており、このトイレの手洗い場につきましては自動の水栓となっております。

以上で報告を終わります。

#### ○教育長

その他、事務局から。

#### ○教育総務課長補佐

事務局から2点御報告させていただきます。

まず1点目、令和3年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告書及び議案等結果報告についてになります。委員さんの御手元のほうに、右上に議会資料1から議会資料3まで四角で囲った資料が置かれているかと思えます。こちらにつきましては、3月1日から3月18日まで行われました取手市議会の第1回定例会の会期日程、それから一般質問通告一覧表、それと議決等の結果という形になります。こちらについては、お持ち帰りいただきまして内容を御確認いただければと思います。

それから2点目、4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について御報告させていただきます。4月の予定行事報告表のほうお配りされているかと思えます。まず4月7日午前中に小学校入学式、午後に中学校入学式が各小中学校で行われます。また、9日には藤代幼稚園の入園式が午前中に予定されております。また、次回の教育委員会定例会、4月20日の午前中を予定させていただいております。こちらにつきましては、また改めて文書で通知のほうをお出しいたしますので御確認いただければと思います。

事務局からの報告は以上になります。

#### ○教育長

ありがとうございました。

以上で、本定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和3年第3回定例教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時15分閉会